

## 豚熱の全国発生状況(令和3年5月31日現在)

豚熱の発生は、平成30年9月9日に岐阜市の養豚場に始まり、令和3年5月11日の山梨県中央市の養豚場が68例目となります。68例目までで、合計約24万頭の豚が殺処分されました。滋賀県においては、平成31年2月6日に発生した愛知県豊田市の8例目の農場から豚を導入していたことから、関連農場として699頭の豚を殺処分しました。

養豚場での発生後、野生のイノシシでも感染が確認されており、北は山形県から南は兵庫県までの24都府県で確認されています。この24都府県を野生イノシシ捕獲重点エリアに指定し、猟師による捕獲を強化しています。また、経口ワクチンを山林に散布し、摂取したイノシシに豚熱に対する抗体を付与させる対策を実施しています。

岐阜市の養豚場での発生後、養豚場および野生イノシシでの発生が近隣県へ波及していき、国は約1年後の令和元年10月に滋賀県を含めた9県を「ワクチン接種推奨地域」に指定し、知事の命令で飼養する全頭の豚にワクチンを接種することとなりました。その後生まれた子豚やワクチン非接種地域から導入された豚に対しては、現在もその都度接種を続けています。

ワクチンを接種していても、豚熱の発生を100%防ぐことはできません。「ワクチン」は「お守り」と考えると良いでしょう。例えば、皆様が車の運転をする時、事故に遭わないよう交通安全のお守りを持ったとしましょう。しかし、お守りを持ったから他に何もしないというわけではないですよね。実際に運転をする時は、交通ルールを守り、安全

に注意をしてハンドルを握ります。豚熱の対策もそれと同じと私は考えます。実際に最近の発生した養豚場ではワクチンを接種しています。出生した子豚へのワクチン接種は、母豚からの移行抗体を考慮して、現在は50日齢以降で接種することが望ましいとされています。すなわちワクチン接種農場においても、50日齢未満の子豚は未接種という状態です。また先にも述べたように、接種した豚の100%が抗体を持ち、豚熱を100%防ぐことができるわけではありません。そのため、豚熱のウイルスを農場内に入れないために「飼養衛生管理基準の遵守」を徹底することが大変重要となります。県内の養豚場においては、ワクチン接種とともに「飼養衛生管理基準の遵守」を徹底している結果、関連農場としての発生はありましたが、農場が初発となる発生はありません。

豚熱のウイルスをもっているイノシシは農場の周りに多数存在していると考えられます。いつ何時、感染または発生が起こっても不思議ではありません。今後とも気を抜かず、大切な豚での発生が起らないように対策を徹底し続けていきましょう。

(田中)

